



81歳女性、仏壇の夫と息子に報告

「2人とも認めてもらえたよ」。建設アスベスト（石綿）訴訟の上告審で、最高裁が17日、国とメーカーの賠償責任を認定し、個人事業主である「一人親方」に対する国の責任も認めた。石綿による肺がんで夫と息子を失った横浜訴訟の原告、栗田博子さん（81）は判決後、横浜市内の自宅に戻り、仏壇に手を合わせた。「『同じ条件で働いていたのにどうして』といふ思いがあった。ようやくいい報告ができる、胸のつかえがとれた」と安堵をにじませた。

# 建設石綿訴訟

「2人とも認めてもらえたよ」。建設アスベスト（石綿）訴訟の上告審で、最高裁が17日、国とメーカーの賠償責任を認定し、個人事業主である「一人親方」に対する国の責任も認めた。石綿による肺がんで夫と息子を失った横浜訴訟の原告、栗田博子さん（81）は判決後、横浜市内の自宅に戻り、仏壇に手を合わせた。「『同じ条件で働いていたのにどうして』といふ思いがあった。ようやくいい報告ができる、胸のつかえがとれた」と安堵をにじませた。

訴訟の上告審  
事業主である  
夫と恵子を  
内の自宅に戻  
つして』とい  
れた』と安堵  
んた石綿が原因とわかり、  
博子さんは司法に救済を求  
めた。しかし、労働者だつ  
た圭一さんは救済対象とな  
つた一方、秀男さんは『個  
人事業主』という理由で賠  
償を得られなかつた。『同

夫の秀男さんは大工として主に個人住宅を手掛けた。次男の圭一さんも、父の背中を見て大工となり、一筋ご干を流す。

害者を分け隔てなく救つてほしい。そう願つて長い裁判を闘つてきた。今は長男(68)が一人で大

しかし、秀男さんは平成19年に肺がんと診断され、後の手術で「肺がぼろぼろだ」と告げられた。間もなく酸素マスクが手放せなくなり、苦しそうに「体が痛い」と訴えた。なんとか和らげようと博子さんは背中をさすったが、「それしかできず、つらかった」。結局、20年に72歳で亡くなった。

をつくってほしい”。今後  
の国の取り組みを待つてい  
る。

「痛い」といった。肺がんだつた。圭一さんは婚約者がいた。結婚式を控えていたが、体力が保てず、かなわなかつた。式を予定した日には、本人の強い希望で入院先から一時帰宅し、彼女と手を取りケーキにナイフを入れた。3ヵ月半後、新婚生活を送ることなく、

「絶えないと困る。危険な立場で大きな利益を得てきたメーカーの社会的な責任を追及していく」と話した。

原告有利で画期的

## 国に公平な制度を

どんな条件の原告が救済されるか	
一人親方	労働者
	
〈国の主張〉	
都度、措置を講じており賠償責任はない。一人親方は保護対象でない	昭和50～平成16年 従事した、一人親方含む屋内労働者ら 賠償責任がある
どの被告が賠償責任を負うか	
メーカー	国
	
〈メーカーの主張〉	
原告がどの社の建材を扱ったか不明でメーカーは責任を負わない	最高裁の判断
建材が原告に扱わなかった可能性を立証することは可能で、さら審理を尽くすべきだ	



#### ◆アスベストの原不 (厚生労働省提住)

建設アスベスト訴訟判決の焦点

アスベスト（石綿）  
極細繊維からなる天然鉱物。  
高度経済成長期に建材や断熱材などで  
重宝されたが粉塵（ふんじん）を吸い  
込むと肺がんや中皮細胞のがん「中皮  
腫」を引き起こすことがわかり段階的  
に規制された。平成17年には兵庫県尼  
崎市のクボタ旧神崎工場の従業員や周  
辺住民に健康被害が出ていたことが発  
覚、18年に石綿健康被害救済法が施  
行。製造と使用も全面禁止された。石  
綿工場での被害をめぐる「泉南アスベ  
スト訴訟」は、26年の最高裁判決で国  
の責任が確定した。

きた。「一人親方」についても、実態は「労働者たつた」という見解がはつきり出ており、思い切った、画期的な判決だ。原告にとつてはかなり有利で、完全勝訴とはいかないが満足いく結果だと思う。訴訟に入つていない被害者もいるが、国も全面的に和解金・給付金を支払う方向で動いており、やつとこまددきた、といふ感じだ。

は建築の専門的知識を持つ  
についても、アスペクトの危  
険性や粉塵対策については  
専門家ではない。他の労働  
者と同じ立場で救済対象と  
したのも適切といえる。一  
連の訴訟は、被害者たけ  
なくメークーの数も多いと  
いう特殊な事情があつて多  
くの時間を要し、既に亡くな  
った方もいる。国は公平な  
な救済制度の実現に向けた  
議論を怠る必要がある。